



環 政 第 3 9 号
令和 4 年 4 月 18 日

株式会社ジャパンエンターテイメント
代表取締役 加藤 健史 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



沖縄北部テーマパーク事業に係る環境影響評価書に対する知事意見について

令和 4 年 3 月 4 日付けで送付されたみだしの環境影響評価書について、沖縄県環境影響評価条例第 22 条第 1 項の規定により、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

(別 添)

沖縄北部テーマパーク事業に係る環境影響評価書に対する知事意見

沖縄北部テーマパーク事業（以下「本事業」という。）は、沖縄県今帰仁村に位置する既存のゴルフ場を活用して、亜熱帯沖縄の魅力ある自然環境を体感するテーマパークへと再整備することで、沖縄経済の活性化及び観光立県・沖縄を推進し、観光立国・日本の観光戦略の要として、日本の観光及び経済に貢献することを目的としている。

本事業実施区域（以下「本区域」という。）及びその周辺は、すでにゴルフ場として開発されているが、本区域内には植生自然度が高い樹林地が残存し、豊かな自然環境が維持されており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオキナワコキクガシラコウモリ、イボイモリ等の貴重な動植物の生息及び生育場所となっている。

本事業では、こうした地域特性を踏まえ、配慮書時から自然度が高い樹林地を保全することを検討しており、環境影響評価の結果、多くの環境要素においては、環境保全措置の検討結果を踏まえ本事業による影響は極めて小さいと評価している。しかしながら、環境への影響を極力低減することに努めることは重要であり、事業計画の具体化に当たっては、環境保全措置の内容が十全なものとなるよう、改めて客観的かつ科学的な検討を行う必要がある。

以上を踏まえ、下記の事項について勘案した上で、評価書の記載事項に検討を加えて補正し、本区域及びその周辺の生活環境並びに自然環境の保全に万全の対策を講じること。また、沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進しており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることから、本事業に係る環境影響評価に当たっては、SDGsの理念に基づき、適切に実施すること。

記

1 総論

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業は、工事に伴う走行車両や施設利用者の走行車両等の大幅な増加、供用に伴う騒音等に対する生活環境への影響や、本区域を水源とした農業用水の取水量への影響に関する地域住民の懸念の声がある。また、県内ではこれまでに農薬等の散布により住民に不安を与えた事例があることから、事業計画の今後の検討及び事業の実施に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、周辺地域の安全及び安心に配慮し、引

き続き、地域住民等に対し事業計画及び環境保全措置について丁寧かつ十分な説明を行うこと。また、苦情があった際の対応について、環境保全措置の項目に記載すること。

(2) 環境影響評価の再実施

事業計画の具体化に際し、工事着手前又は工事中に、現段階で予測し得なかった環境変化が生じるおそれがある場合には、その変化の状況に応じ、最新の知見等に基づき、環境影響評価を改めて実施し、必要に応じ、適切な環境保全措置を講じること。また、事前に環境影響評価の結果及び講じる環境保全措置等を記載した図書を提出すること。

(3) 事業計画等について

ア 事業計画について、全体の規模や施設の詳細等がより具体的な内容となるよう補正後の評価書（以下「補正評価書」という。）に記載するよう努めること。

イ 工事に伴い発生する残土の処理について、場内での仮置きに伴う赤土等の流出、粉じんの飛散等を防止するための環境保全措置を補正評価書に記載すること。

ウ 沈砂池については、適宜浚渫等の維持管理に努めるとしているが、維持管理により生じた堆積土砂を乾燥させ盛土材として再利用する場合には、乾燥させるためのスペースの確保や赤土等流出防止対策が必要となることから、浚渫後の堆積土砂の処理に関する具体的な内容を補正評価書に記載するとともに、講じた内容については事後調査報告書に記載すること。

エ 給水計画について、給水の安定性確保のため敷地内に新たに4か所整備することを検討している井戸のうち、未掘削の1本については、他の3井戸の水量で予定給水量をまかなえるとして、全体給水量に含めておらず、環境影響評価についても実施していない。当該井戸の使用が決定した際には、水象及び関係する項目について、上記(2)のとおり対応すること。

(4) 環境保全措置の検討等について

陸域植物及び陸域動物における外来種対策については、施設等の存在及び供用時のみならず、工事の実施時においても工事関係者と連携し、環境保全措置として防除等を実施すること。また、防除等の実施状況については、事後調査報告書に記載すること。特にツルヒヨドリについては、工事により侵入することが考えられるため、工事関係者へ

周知を図り、早期発見及び防除等に努めること。

2 各論

(1) 赤土等による水の濁り

ア 本事業による工事では盛土区域が広範囲にわたることに加え、盛土に使用する土砂は、濁水の発生源ともなる国頭マージ等が予定されている。国頭マージは受食性土壌であり、透水性も低く分散率も大きいことから、対策工箇所での侵食による濁水の発生などが懸念される。また、近年の気候変動を踏まえると降雨状況についても不確実性はあると考えることから、沈砂池からの放流水のSS値測定等、管理する手法について検討すること。さらに、沈砂池の維持管理、SS値測定等の手法については、補正評価書に適切に記載すること。

イ 本区域及びその周辺を流れる大井川流域及びその前面海域は、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画において、重点監視地域に指定されるなど、赤土等の流出防止対策が総合的・計画的に推進されてきた地域である。このため、事業の実施に当たっては、赤土等による水の濁りについて事後調査により事業の影響を把握し、濁水の管理を適切に行うこと。また、放流する濁水の基準値については、事業の影響を可能な限り低減するよう、見直しについても検討すること。

(2) 水の汚れ

温泉排水について、温泉水の成分に不確実性があると判断し、環境保全措置の効果及び予測結果の検証のために事後調査を実施するとしているが、当該項目に関する事後調査計画の詳細な記載がないことから、補正評価書に適切に記載すること。

(3) 陸域植物

ア 重要な植物の移植地について、日照状況や土壌環境等を調査し類似の環境を選定しているが、選定に当たっては、移植後の遷移状況についても勘案すること。特に、本事業で移植するとしているオキナワミゾイチゴツナギについては、人為的な影響を受けた草地環境での生育に適しているが、移植後に維持管理を最小にすることで周辺環境が遷移し、生育に適さない環境となることも考えられることから、移植地については、再移植することがないよう慎重に選定すること。

イ 移植した植物の生育状況について、他事業を参考に健全度を指標とした調査をされている。健全度については明確な定義の基に実施している事業はなく、各事業者が独自に設定した基準であり、移植した種によっては地上部が確認できない場合に「生存」「枯死」「不明」

など、事業により判断が異なっている。このため、当該指標の定義を写真等により客観的に定めた上で、地上部の確認ができず生育状況が判断できない個体については、枯死とした上で移植個体の生存率を計算すること。

(4) 陸域動物・生態系

ア 本区域及びその周辺は、ツミの営巣や採餌の環境として適した植生となっており、本区域周辺では営巣が確認されていることから、事業の実施がツミの営巣環境に影響を及ぼすおそれがある。このため、ツミの繁殖状況等について事後調査を実施し、事業の影響を把握すること。また、調査時期については、工事着手前及び工事中におけるツミの各繁殖ステージを考慮して設定し、行動圏やその内部構造等を推定した上で、工事計画の調整等の環境保全措置の検討を行うこと。

イ 航空機騒音の海鳥に対する影響に関する既往事例を参考に、騒音に対する鳥類への影響について、約6割の鳥類が警戒行動を行う70dBを基準としているが、当該基準が鳥類全般に該当するかについては不確実性がある。本区域及びその周辺は元々静穏な環境であることを踏まえると、ツミの事後調査を実施する際には、事業実施により発生する騒音の影響についても把握し、営巣環境の変化等について調査した上で、事業の影響及び環境保全措置の効果を客観的に評価すること。

3 その他

事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において、環境への影響の重大性に依じて実施するものである。このため、実施するとしている事後調査の手法や調査の必要性等について、専門家等へ助言を受ける等により客観的かつ科学的根拠に基づき、項目ごとに再度検討し、事後調査の必要がないと判断した項目については、自主的な監視を実施するなど、本区域及びその周辺に対する生活環境及び自然環境の保全に十分配慮すること。